

6 林 政 政 第 5 6 3 号
令 和 7 年 2 月 2 5 日

各森林管理局等の長（別記参照） 殿

林野庁長官

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添のとおり通知があったのでお知らせする。

本件に係り、当該通知の記の第1中「工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙工事請負契約書第62条」は、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2 国有林野事業工事請負契約約款第63条」に読み替えるとともに、国有林野事業における製品生産事業請負契約約款について（平成20年3月31日付け19林国業第238号林野庁長官通知）及び国有林野事業における造林事業請負契約約款について（平成20年3月31日付け19林国業第240号林野庁長官通知）に基づく事業の請負契約においても同様の取扱いとするので適切に対応されたい。

なお、各森林管理局においては、貴管下関係機関に対して通知願いたい。

（別記）

北海道森林管理局長
東北森林管理局長
関東森林管理局長
中部森林管理局長
近畿中国森林管理局長
四国森林管理局長
九州森林管理局長
森林技術総合研修所長

（担当：林政課会計経理第1班支出負担行為第2係）